

令和7年4月1日～入院時の食事負担額の変更について

【入院時の食事にかかる標準負担額(1食につき)】

70歳未満	70歳以上の高齢者	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日から
一般 (下記いずれにも該当しない者)	一般 (下記いずれにも該当しない者)	490円		510円
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が 90日以内	230円	240円
		過去1年間の入院期間が 90日超	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円		変更なし
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾患又は 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	280円		300円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるものあるいは、
老齢福祉年金受給権者

2025.4.1